

平成 2 1 年 9 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

( 平 成 2 1 年 9 月 1 5 日 )

福 祉 保 健 部

陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
21年-20 (21.8.4)	福祉保健	地域精神医療の充実について  全日本国立医療労働組合鳥取医療センター支部 支部長 堀 真由美	<p>1. 国立病院機構鳥取医療センターの一般精神科病棟の集約に反対し、国立病院機構などに働きかけること。</p> <p>県では、精神科病院等と連携しながら、長期入院患者の地域生活への移行へ向けた支援に取り組んでいる。                      当該支援にあたっては、本人の意向や状態を踏まえながら進めていく必要があるため、基本的に相当の期間を要しているのが実態である。                      しかしながら、鳥取医療センターの計画は、短期間のうちに大幅に精神科病床を削減するものであり、また、詳細な情報提供を受けていなかったことから、県としては、入院患者の適切かつ円滑な地域生活への移行を進めるために、平成21年6月30日に厚生労働省と独立行政法人国立病院機構本部に対して、①県に対する精神科病床の削減計画の適切な情報提供、②精神科病床削減計画の見直しを求める要望を行った。                      平成21年8月25日に独立行政法人国立病院機構本部、鳥取医療センター及び県の三者で意見交換会を開催して、次の事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は、鳥取医療センターと県等で病床削減に伴う地域移行等について「情報交換会」を持つこと。</li> <li>・ 病床削減については、入院患者の状態、地域移行の進捗状況等を勘案しながら弾力的に行うこと。</li> </ul> <p>2. 県として地域精神医療の充実をすすめること。</p> <p>県は、精神障害者の医療及び保護を適正に実施するため、通院医療費の公費負担、保健所や精神保健福祉センター等での相談、指導等を行っている。                      また、休日・夜間等において緊急医療及び保護の必要な精神障害者に対して迅速かつ適正な医療及び保護の機会を確保するため、精神科救急指定病院を指定し、休日・夜間における相談、診察・入院に対応できる体制を各圏域ごとに確保している。</p>

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
21年-21 (21.8.10)	福祉保健	老人クラブ活性化に関する陳情書  鳥取市富安二丁目104-2 鳥取市老人クラブ連合会 会長 沖田 博敬	路線バス運賃に係る高齢者を対象とした優遇制度については、まずは、地域の実情を踏まえて市町村において検討されるのが適当であり、県としては考えていない。 なお、現在、県内バス事業者において70歳以上の高齢者を対象とした定期券(県内路線バス共通、6ヶ月、25,000円、単独、20,000円)が発行されている。

陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況			
21年-23 (21.9.3)	福祉保健	県行政のコンプライアンスについて  倉吉市 八渡吉永	<p>過去の県の指導内容の適正性について、トーゲン倉吉設置当初の経緯や県の関わり方については、トーゲン倉吉設置運営申請承認等に関する資料が存在しないことや当時の担当職員に対する聞き取りが困難なため、その当時の状況を正確に把握することが出来ない。</p> <p>また、陳情で言及された議会答弁(H12,6月)当時係争中だった「八渡氏に対する地位不存在確認請求事件・あゆみ会に対する妨害排除請求事件」における判決では、念書(八渡氏が実質的経営権を有すること等を規定)の効力が否定(高裁で確定)されたが、事実認定及び判決理由において県の指導誤り等の事実は指摘されなかった。</p> <p>なお、当該質問の中で指摘のあった当時の法人内の課題等については、下記のとおりであり、概ね解決済みである。</p> <table border="1" data-bbox="1176 766 2004 1133"> <tr> <td>○トーゲン倉吉の管理運営に関する権限を巡って係争中 ⇒ H13,6 高裁で結審(あゆみ会のトーゲン倉吉に係る経営権が確定)</td> </tr> <tr> <td>○会計処理の問題(措置費の流用) ⇒ H13,10に改善命令後、返還の事実を確認済み</td> </tr> <tr> <td>○トーゲン倉吉の土地の所有者が八渡氏及びその一族であり、地上権設定契約は交わされているが登記がされていない。(地代の支払いも未) ⇒ H18,3 和解調書(八渡氏があゆみ会に対して建物撤去の渡しを求める裁判)により賃借権が設定され、法人は和解時に取り決めた賃借料の支払いを履行。ただし、登記が未実施であるため現在指導中である。</td> </tr> </table> <p>従って、知事答弁で「裁判が決着し、様々な事実が判明した結果、過去の県の指導のまずさがあった場合に反省の弁を述べる」との発言に関して、「過去の県の指導のまずさ」が現時点で確認できない。</p>	○トーゲン倉吉の管理運営に関する権限を巡って係争中 ⇒ H13,6 高裁で結審(あゆみ会のトーゲン倉吉に係る経営権が確定)	○会計処理の問題(措置費の流用) ⇒ H13,10に改善命令後、返還の事実を確認済み	○トーゲン倉吉の土地の所有者が八渡氏及びその一族であり、地上権設定契約は交わされているが登記がされていない。(地代の支払いも未) ⇒ H18,3 和解調書(八渡氏があゆみ会に対して建物撤去の渡しを求める裁判)により賃借権が設定され、法人は和解時に取り決めた賃借料の支払いを履行。ただし、登記が未実施であるため現在指導中である。
○トーゲン倉吉の管理運営に関する権限を巡って係争中 ⇒ H13,6 高裁で結審(あゆみ会のトーゲン倉吉に係る経営権が確定)						
○会計処理の問題(措置費の流用) ⇒ H13,10に改善命令後、返還の事実を確認済み						
○トーゲン倉吉の土地の所有者が八渡氏及びその一族であり、地上権設定契約は交わされているが登記がされていない。(地代の支払いも未) ⇒ H18,3 和解調書(八渡氏があゆみ会に対して建物撤去の渡しを求める裁判)により賃借権が設定され、法人は和解時に取り決めた賃借料の支払いを履行。ただし、登記が未実施であるため現在指導中である。						